

令和5年4月28日

## 石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき台【確認】

### （はじめに）

前回（2月に）開催された令和4年度第3回検討委員会では、「条例のたたき台」の修正版について、「施策の推進方針（第7条）」以外の内容を皆さんで確認し、そして新たな意見も出されたところです。

そして、それらの内容を市役所の法律の担当者にみてもらいましたので、今回はその結果について、皆さんと確認していきたいと思えます。

また、前回もお話ししましたが、条例は法律と同じように、決まった言葉を使うことや書き方などがありますので、覚えておいてください。

それでは、「前文」から一つ一つ確認をしていきたいと思えます。

### 【最初に、条例の全体にかかわる言葉の確認について】

「前文」の確認に進む前に、条例の全体で使われている「発信」と「取得」という言葉について、それぞれ「情報を伝えること」と「情報を得ること」という表現に変えることに問題はないか法律の担当者に確認をしましたので、その結果を報告します。



### 【結果（法律の担当者からの回答）】

変えることについては問題ないと思えます。検討委員会の中でわかりやすいと思える方を選んでもらえればと思えます。

今回の資料ではすべて「発信」と「取得」を使っていますが、今後どちらを使うかを、まずはここで確認したいと思えます。

【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

ぜんぶん  
(前文)

わたしたちしゅみん ねがい、しょう 障がいのある、ないにかかわらず、たがいこころ かよわせ  
理解しあい、このまちをみんながあんしん 暮らしつづけることができるやさしいま  
ちにしていくことです。

そのためには、しゅみんひとり しょう 障がいのある、ないにかかわらず、その人の  
わかる方法 じょうほう 発信 しゅとく 取得 しやすい ころがける  
コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。

また、じょうほう しゅとく むずかしい こと コミュニケーションがとりにくいことで、自分  
の気持ちをうまく伝えることができず 孤立してしまうことがないよう、ほんにん  
意思表示を支援するための体制を充実させ、くわんなん かんじる ことなく必要な情報  
しゅとく 発信 かんきょう ととのえる じゅうよう  
を取得し発信できる環境を整えることが重要となります。

わたしたちしゅみん ひとり ほうほう じょうほう 発信 しゅとく ほうほうおよ  
コミュニケーション手段を学ぼうとする気持ちをもち、そしてしょう 障がいへの理解を  
ふかめ しょう 障がいのある、ないにかかわらず「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」に  
めざし じょうれい せいいてい  
なることを目指し、この条例を制定します。

令和5年4月28日

《 **【前文】**の内容を、法律の担当者に確認をしてもらった結果について》

**【回答】**

前文の書き始めの文と結び（終わり）の文に「障がいのある、ないにかかわらず」という表現が使われていますが、ここには市の理想が書かれているので、障がいのある人もない人も、一緒にその理想を目指していこうとすることがここに書かれていることは問題ないと思います。

しかし、書き始めの文に続く「そのためには、市民一人ひとりが障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法で情報を発信し、取得しやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。」という文ですが、ここには条例の目的となる“障がいのある人がコミュニケーションをしやすい環境にしていくこと”が書かれるものと思います。ここで「障がいのある、ないにかかわらず」という表現を使うと、障がいのない人のこともしっかり考えていかなければならず、とても広い意味の条例となり、障がい福祉に関係する人たちだけで責任を持つ条例ではなくなることから、この表現は変えた方が良くと思います。



《事務局の修正案について》

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。

「そのためには、市民一人ひとりが障がいのある人のわかる方法で情報を発信し、取得しやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。」

以上となります。

## 【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

### もくてき (目的)

第1条 この条例は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)の規定に基づき、障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法による情報の発信や取得ができること及びコミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境にすることを基本理念と定め、石狩市(以下「市」という。)の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、誰もが分け隔てられないことのない共生社会を実現することを目的とします。

## 【目的(第1条)】の内容を、法律の担当者に確認をしてもらった結果について

### かいとう 【回答】

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)の規定に基づき」という部分ですが、この法律には「障害者」がきちんと書かれて(定義されて)おり、そして今つくっている条例にも「定義(第2条)」のところに「障がいのある人(つまり障害者)」が同じく書かれて(定義されて)いますので、今つくっている条例と法律がつながっている、法律に基づいている、ということがわかることから、ここに法律名を書く必要はないと考えます。

【回答】

「障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法」と書かれています  
が、「前文」の【回答】のところで書いたとおり、この条例の目的は、「障がいの  
ある人がコミュニケーションをしやすい環境にしていくこと」ですので、「障が  
いのある人」のための目的内容とするべきだと考えます。

これから先に出てくる同じような文についても、条例の目的と合わせ、

「障がいのある人のわかる方法」にしていきたいと思えます。

【回答】

「基本理念と定め」と書かれています。基本理念については条例の「基本  
理念（第3条）」に書かれるものであり、ここには目的として「障がいのある人  
への環境の整備」について書かれるべきだと考えます。

【回答】

「誰もが」と書かれています。ここはどんな人かをきちんと書くべきなので、  
「障がいのある、ないにかかわらず」の方が良いと思えます。



（事務局の修正案について）

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。

「この条例は、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得が  
できること及びコミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境を整備し、  
石狩市（以下「市」という。）の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにす  
ることにより、障がいのある、ないにかかわらず分け隔てられることのない  
共生社会を実現することを目的とします。」

以上となります。

【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。

(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などをいいます。

(3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、漢字や片仮名などへのるび振り、身振り、重度障がい者用意思伝達装置、口文字その他の障がいのある人が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるものをいいます。

(4) 市民 市内に居住する者、通勤する者、又は通学する者をいいます。

(5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいいます。

(6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含みます。）その他の障がいのある人の意思疎通の支援等を行う者又は団体をいいます。

(7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その状況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。また、合理的配慮は可能な範囲で最大限提供しなくてはなりません。

令和5年4月28日

## 【定義(第2条)】の内容を、法律の担当者に確認をしてもらった結果について)

### 【回答】

「(3) コミュニケーション手段」のところに、「ICT」や「スマートフォン」などの用語を入れることについてですが、ここに書かれている用語は、障がいのない人が一般的に利用するようなコミュニケーション手段以外のものが書かれていると思われるので、障がいのある人向けの特種なICTやスマートフォンなどであれば定義することも考えられますが、一般的に利用されているコミュニケーション手段をここに定義することは難しいと考えます。次に、「漢字や片仮名」と書かれていますが、ここは「漢字及び片仮名」という書き方が正しいです。

最後に、「るび振り」という用語ですが、ここは「ひらがなをつける」に変えた方がよいと考えます。

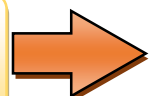
### 【回答】

「(4) 市民」のところで「通勤する者、又は通学する者」と書かれていますが、ここを「通勤する者又は通学する者」という(点を取った)書き方が正しいです。

### 【回答】

「(7) 合理的配慮」のところに書かれている「また、合理的配慮は可能な範囲で最大限提供しなくてはなりません」という文ですが、ここは言葉の説明が書かれるところなので、「しなくてはなりません」というような文はここに書かれるのではなく、書くとするとこの後の「責務」や「役割」のところで書かれるものだと考えます。

「事務局の修正案」は次のページに書いてます。



【事務局の修正案について】

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。

「(3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、漢字及び片仮名などにふりがなをつける、身振り、重度障がい者用意思伝達装置、口文字、ICT（情報伝達技術）機器その他の障がいのある人が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるものをいいます。

(4) 市民 市内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいいます。

～途中省略～

(7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その状況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。」

【事務局の修正案の説明について】

「(3) コミュニケーション手段」の中に「ICT（情報伝達技術）機器」という言葉を入れました。法律の担当者の回答では、ここに書くことは難しいということでしたが、全国の条例を調べたところ、東京都渋谷区で制定された、情報コミュニケーション条例と同じような条例（渋谷区手話言語への理解促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例：2022年4月制定）に同じ言葉が定義の中で使われていたので、私たちの条例にも同じように書いても良いかどうか、もう一度確認してみようと思います。

以上となります。



【参考】（「定義（第2条）」に書かれている言葉（用語）の意味について）

社会的障壁とは・・・障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で妨げになる（生活がしづらく思う）ようなことをいいます。

その妨げになる（生活がしづらく思う）ようなこととは、社会的障壁の中に書かれている「障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念」のことをいい、それぞれの意味は以下のとおりとなります。

・障壁となるような社会における事物	障がいのある人が利用しづらい施設や設備 など
・障壁となるような制度	障がいを利用できない資格 など
・障壁となるような慣行	障がいのある人の存在を意識していない行事や文化 など
・障壁となるような観念	障がいのある人への偏見 など

これらが社会的障壁ということになります。

平易な表現、実物とは・・・実際のもので簡単に見せることができるもの。例えば実際のリンゴやえんぴつなど。

合理的配慮とは・・・障がいのある人となない人が平等に扱われるために、変更や調整を行うことをいいます。

【合理的配慮の例】

- ・意思を伝えるために文字や絵を使うこと
- ・目の不自由な人に、音声で情報を伝えること
- ・受付などの窓口で、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること

など、これらが合理的配慮ということになります。

ぜんかい みな かくにん じょうれい ぶん  
【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

きほんりねん  
(基本理念)

だい3じょう しょう  
第3条 障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重します。

- こみゆにけーしょんじゅうだん ふきゅうけいはつおよびりょうそくしん しょう ひと  
コミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障がいのある人とな  
ひと たがい じんかく こせい そんちょう きほん おこないます  
い人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行います。
- しょう ひと ひと しょう りかい ふかめ たがいにみとめあい だれ  
障がいのある人もない人も障がいへの理解を深め、互いに認め合い、誰も  
くらしやすい やさしいまちになることを目指します。

令和5年4月28日

## 〔基本理念(第3条)〕の内容を、法律の担当者に確認をしてもらった結果について

### 【回答】

「障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法」による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重」と書かれていますが、ここには「障がいのある人」のことが書かれるものと考えられ、また、コミュニケーションをしやすい環境整備についても基本理念に書くべきだと考えます。



### 《事務局の修正案について》

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。

「障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重し、障がいのある人もない人も互いにコミュニケーションをしやすい環境を目指します。」

以上となります。

【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障  
がいのある人もない人も、その人のわかる方法による情報の発信や取得及び  
コミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的か  
つ計画的に推進するものとします。

令和5年4月28日

## 〔市の責務(第4条)〕の内容を、法律の担当者に確認をしてもらった結果について

### 〔回答(確認)〕

「目的(第1条)」の〔回答〕のとおり、「障がいのある人もない人も、その人のわかる方法」という文を「障がいのある人のわかる方法」に変えたいと思います。



### 〔事務局の修正案について〕

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。

「市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進するもの」とします。」

以上となります。

ぜんかい みな かくにん じょうれい ぶん  
【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

しみん やくわり  
(市民の役割)

だい5じょう しみん きほんりねん たいするりかい ふかめ しょう ひと ひと  
第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人もない人も、  
その人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の  
りょう そくしん し しさく きょうりょく つとめる  
利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

令和5年4月28日

《【市民の役割(第5条)】の内容を、法律の担当者に確認をもらった結果について》

【回答(確認)】

目的(第1条)の【回答】のとおり、「障がいのある人もない人も、その人のわかる方法」という文を「障がいのある人のわかる方法」に変えたいと思います。



《事務局の修正案について》

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。

「市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします」

以上となります。

【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人もない人も、

その人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の

利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人もない人も、その人

のわかる方法でコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的

配慮を行うよう努めるものとします。



令和5年4月28日

## （【事業者の役割（第6条）】の内容を、法律の担当者に確認をしても らった結果について）

### 【回答（確認）】

目的（第1条）」の【回答】のとおり、「障がいのある人もない人も、その人のわかる方法」という文を「障がいのある人のわかる方法」に変えたいと思います。



### （事務局の修正案について）

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。

「事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。」

「事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人のわかる方法でコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとします。」

以上となります。

施策の推進方針  
(施策の推進方針)

修正前  
【修正前】

第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を

「  
い  
ち  
ら  
は  
、  
今  
後  
決  
め  
て  
い  
く  
よ  
う  
に  
な  
す  
で  
す  
。」

しさく すいしんほうしん  
(施策の推進方針)

しゅうせいご  
【修正後】

だい7じょう し しさく すいしん ほうしん い か しさく すいしんほうしん  
第7条 市は、施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を

さくてい  
策定

「**こちらは、今後決めていくとします。**」

2

しえんしゃ そのほか かんけいしゃ いけん きき いけん そんちょう  
支援者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3 しさく すいしんほうしん こうひょう  
施策の推進方針は、これを公表するものとする。

ぜんかい みな かくにん じょうれい ぶん  
【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

ざいせいじょう そち  
(財政上の措置)

だい8じょう し しょう  
第8条 市は、障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法による  
じょうほう はっしん しゅとくおよびこみゆにけーしょん かんするしさく すいしん ひつよう  
情報の発信や取得及びコミュニケーションに関する施策を推進するため、必要  
ざいせいじょう そち こう つとめる  
な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

令和5年4月28日

## 〔**【財政上の措置(第8条)】**の内容を、**法律の担当者**に**確認**をしても ら**った結果**について〕

### 【**回答(確認)**】

目的(第1条)」の【**回答**】のとおり、「**障がいのある人もない人も、その人のわかる方法**」という文を「**障がいのある人のわかる方法**」に変えたいと思います。



### 〔**事務局の修正案**について〕

法律の担当者の意見を参考にして、次のように文を修正してみました。

「市は、**障がいのある人のわかる方法**による情報の発信や取得及びコミュニケーションに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。」

以上となります。

ぜんかい みな かくにん じょうれい ぶん  
【前回、皆さんで確認をしたそれぞれの条例の文について】

いにん  
(委任)

だい9じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう しちょう べつ さだめます  
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

かいとう かくにん  
【回答(確認)】



しゅうせい  
修正はありませんでした。

いじょう  
以上となります。